

入札公告（物品）

制約付き一般競争入札を行いますので、金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第3条の規定により公告します。

令和元年9月17日

金沢市長 山野 之義

- 1 入札対象物件
物件名 地域保健課 第31019-1号
高速液体クロマトグラフ質量分析装置
数量 1式
規格 仕様書のとおり
納入場所 金沢市保健所 5階 液クロ分析室
納入期限 令和2年1月31日
- 2 入札参加資格
競争に参加できる者は、次の要件を全て満たす者としします。
 - (1) 金沢市の令和元年度物品購入等の入札参加資格において営業種目「理科学機器」の入札参加資格を有すること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、金沢市長が別に定める手続に基づく一般競争入札に参加する資格の再認定を受けていること。）
 - (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（1）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (3) 金沢市内に本店を有すること。
 - (4) 平成26年4月1日以後、本市の物品購入の契約実績を有すること。
 - (5) 令和元年9月25日から入札日までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (6) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- 3 参加申込書類
提出部数 各1部
 - (1) 競争参加資格確認申請書
 - (2) 2（4）が確認できる書類の写し（契約書、請書等の写し）提出場所 金沢市総務局監理課（直接持参）
提出期限 令和元年9月25日（水）正午まで（時間厳守）
なお、契約担当者から当該書類に関して説明を求める場合があります。
- 4 参加資格確認の結果通知
参加資格確認の結果は、競争参加資格確認通知書により通知します。
- 5 契約の条項を示す場所
920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市総務局監理課物品契約係
(電話番号) 220-2103
(ホームページ) <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/13031/top/kanri.html>
- 6 入札及び開札
 - (1) 入札及び開札の場所及び日時①入札場所 金沢市本多町3丁目2番26号
金沢市職員会館大研修室

- ②入札日時 令和元年10月3日(木) 午後2時
- ③開札 入札後、その場で直ちに行います。
- (2) 入札者は、物品購入等の内容、契約条項等(以下「契約条件」という。)を熟覧の上、入札してください。
- この場合において、契約条件に疑義がある場合は、14(6)の照会先に説明を求めることができます。ただし、入札後、契約条件についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札者は、入札書を入札場所にお持ちになって提出してください。郵便その他の方法による入札は認めません。
- (4) 入札者は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出してください。
- ①入札日 令和元年10月3日
- ②課名 地域保健課
- ③発議番号 第31019-1号
- ④入札金額
- ⑤入札者の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印
- ⑥品名 高速液体クロマトグラフ質量分析装置
- ⑦規格 仕様書のとおり
- ⑧単価
- ⑨数量 1
- ⑩単位 式
- ⑪金額
- (5) 入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印してください。ただし、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (7) 入札者が連合し、又は不穩の挙動をする場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。
- (8) 入札金額は、入札物件の総額を記載してください。
- なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (9) 開札は、入札者全員が出席して行うものとします。
- (10) 入札場所には、入札者並びに入札執行事務に関係のある職員及び立会い職員以外の者は、入場することができません。
- (11) 入札者は、開札後においては、入札場所に入場することができません。
- (12) 入札者は、競争参加資格確認通知書又はその写しをお持ちください。これをお持ちでない場合は、入札に参加できません。
- (13) 入札者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札中及び開札中は、入札場所を退場することができません。
- (14) 入札場所において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札場所から退場させられます。
- ①公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者
- ②公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合した者
- (15) 入札者又はその代理人は、本件物件購入に係る入札について、他の入札者の代理人となることができません。
- (16) 入札者全員の入札金額が金沢市契約規則第8条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内になかったときは、直ちに再度の入札を行います。

- 8 契約保証金 要（契約を締結する者が納付すべき契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とします。）
ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。
- 9 契約書の要否 要
- 10 入札に関する無効事項 (1) 入札公告に示した競争入札参加資格のない者が入札した場合
(2) 入札に参加しようとする者が協定して入札した場合又は入札に際し不正の行為があった場合
(3) 同一事項の入札に対し二つ以上入札した場合
(4) 金沢市所定の入札書（金沢市契約規則 様式第 3 号）を使用しない場合
(5) 入札者の記名押印がない場合又は入札書の記載事項が不明確な場合
(6) 入札書の記載事項を訂正し、訂正事項に訂正印がない場合
（ただし、入札金額を訂正した場合は、訂正印を押しても無効とします。）
(7) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札をした場合
(8) 同一入札に参加する複数の者が次に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合は、基準に該当した者の入札は無効として取り扱います。ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する 1 者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る 1 者の入札は有効として取り扱うものとします。
① 次に掲げる資本関係がある場合（子会社又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
ア 親会社と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
② 次に掲げる人的関係がある場合
ア 一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
③ 事業協同組合等と組合員の関係にある場合
④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
(9) その他の入札に関する条件に違反した場合
- 11 落札者の決定 (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者を落札者とします。
(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。
(3) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。
- 12 契約書の作成 (1) 落札者が決定したときは、当該落札決定の通知をした日から起算して 7 日以内に別紙契約書案による契約書を作成し、これを取り交わすものとします。
(2) 金沢市長が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとします。
- 13 契約条項 別紙契約書案のとおり
- 14 その他 (1) 再度入札は、1 回とします（第 1 回を含めて 2 回）。
(2) 入札に関する無効事項に該当する入札者は、再度入札に参加できません。
(3) **再度入札において入札を辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を**

入札箱に投かんしてください（口頭辞退は不可）。

(4) 平成 31 年 4 月 30 日までに通知した入札参加資格決定通知書については、「平成 31 年度」を「令和元年度」と読み替えてください。

(5) 仕様に関する質疑がある場合は、書面（様式自由、記名押印のこと。）にて質疑を提出してください。

①提出先 地域保健課

②提出期限 令和元年 9 月 25 日（水）正午まで

③回答 令和元年 9 月 27 日（金）までに金沢市総務局監理課ホームページにおいて公開

なお、質疑を提出した場合は、(6) の照会先まで申し出てください。

(6) 本物品購入に関する照会先

(郵便番号) 920-8577

(所在地) 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

(機関名) 金沢市総務局監理課物品契約係

(電話番号) 220-2103

(FAX番号) 220-2097

仕様書

1 品名及び数量 高速液体クロマトグラフ質量分析装置 1式

(窒素発生装置、制御及び解析装置を含む)

《次のいずれかの機器を納入すること。》

(1) ACQUITY UPLC I-Class PLUS、Xevo TQ-XS (日本ウォーターズ株式会社)

(2) Agilent 1260 Infinity II HPLC システム、Agilent 6470 トリプル四重極 LC/MS システム
(アジレント・テクノロジー株式会社)

2 納入期限 令和2年1月31日(金)

3 納入場所 金沢市保健所 5階 液クロ分析室

(金沢市西念3丁目4番25号)

4 付属品

(1) 制御及び解析装置 1式

ア 制御及び解析用のパソコン(以下「PC」という。)の仕様は以下のとおりとすること。

- ① OSはWindows10日本語版とし、Microsoft Office Professional 2016以降のバージョンをインストールすること。
- ② CPU、メモリ等は、高速液体クロマトグラフ及び質量分析計を制御するための性能を有すること。
- ③ ハードディスクは1TB以上を備えること(外付け可)。
- ④ CD及びDVDの読み込み書き込み機能を有するドライブを内蔵すること。
- ⑤ 22インチ以上の液晶カラーディスプレイを3台以上備えること。
- ⑥ A4用紙対応、両面印刷可能なカラーレーザープリンタ又はカラーLEDプリンタを備えること。

イ PCにインストールする制御及び解析用のソフトウェアは、日本語版又は英語版であること。

ただし、いずれにあっても、日本語版の取扱説明書が付属すること。

(2) その他

ア ポジティブリスト農薬分析用カラムを備えること。

イ 分析に支障のない純度の窒素ガスを十分に生成できる窒素ガス発生装置を備えること。

5 設置作業

(1) 機器の設置にあたり、200V電源が不足する場合は、既設の分電盤に200V電源コンセントを増設すること。ただし、増設は有資格者が行うこと。

(2) 機器の排気ダクトを既設の排気口に接続すること。

6 留意事項

- (1) 本仕様書に基づく装置の詳細なシステムについては、発注者の承諾を得ること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに発注者と協議することとし、受注者の一方的な解釈によって処理してはならない。
- (3) 本仕様書に指示又は記載のない事項であっても、機器の稼動、機能上必要なものについては全て実装し、機器の機能条件を満足させること。
- (4) 機器は、新品とする。
- (5) 作業の日程及び内容については、発注者と打ち合わせを行い、承諾を得ること。また、作業を行うときは、発注者からの注意及び指示を厳守し、作業終了後は、発注者にその旨を連絡し確認を受けること。
- (6) 作業中にトラブル及び疑義が発生した場合は、速やかに発注者に連絡し、指示を仰ぐこと。
- (7) 作業中に発注者が所有する物品、設備及び施設に損害を与えないように注意すること。受注者の過失により発注者が保有する物品等に損害が生じた場合には、受注者負担で補償若しくは復旧を行うこと。
- (8) 機器の搬入・据付完了後、試運転・性能試験を行うこと。なお、これらの結果については性能試験成績書として、提出すること。
- (9) 機器の引き渡し後1年間は保証期間とし、この間に機器の故障又は不具合が生じた時は、受注者の責任として無償で修復又は良品と交換すること。
- (10) 機器の納入後、その運転、維持管理に関するオペレータトレーニングの機会を提供するよう努めること。ただし、オペレータトレーニングの費用についてはすべて受注者の負担とすること。
- (11) 機器について、日本語の操作マニュアルを紙及び電子媒体でそれぞれ1部ずつ提出すること。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先) 金沢市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和元年9月17日付けで公告された一般競争入札物件について、下表のとおり参加したので、一般競争入札参加資格について確認されたく、申請します。

なお、入札の結果、当社（私）が落札者となった場合、仕様書どおりの物件を、納入期限までに確実に納入することを誓約いたします。

物件名	入札日時
地域保健課 第31019-1号 高速液体クロマトグラフ質量分析装置	令和元年10月3日 午後2時

※ 契約書・請書等、平成26年4月1日以後に金沢市と物品購入実績があることを証する書類（写し）を1部添付してください。

物品購入契約書

物件名等	第 号 品目明細は別紙のとおり
契約金額	（ うち消費税及び 地方消費税の額 ）
契約保証金	
納入期限	令和 年 月 日
納入場所	金 沢 市 指 定 場 所

(注) この契約に係る消費税及び地方消費税の額は、契約金額に 110分の 10を乗じて得た額である。

この契約について、上記条件のほか金沢市契約規則（平成15年規則第1号）及び別紙の条項に従って、信義を重んじ誠実に契約を履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 金 沢 市
金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市長 山 野 之 義

受注者 住 所

氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、物品購入契約書に基づき、以下の各条項を遵守し、契約を履行するものとする。

(納付の完了の確認又は検査)

第2条 受注者は、売買物品を納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上、売買物品の検査を行い、検査に合格したものについてこれを受理するものとする。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となったときは、当該不合格品を遅滞なく引き取り、速やかに引き替え納入するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 検査に要する費用並びに検査による変質、変形及び毀損は全て受注者の負担とする。

(所有権の移転)

第3条 売買物品の所有権は、前条第2項に規定する検査に合格したときに、受注者から発注者に移転するものとする。

(危険負担)

第4条 前条に規定する所有権の移転の前に生じた売買物品の滅失、損傷その他の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

(保証期間)

第5条 受注者は、売買物品を発注者に納入した後12か月間、発注者の正常な管理の下において製品の不良、変質等により生じたと認められる故障又は発見された瑕疵については、発注者の請求により直ちに自己の負担において、修理し、又は取替え納入するものとする。

(代金の支払)

第6条 契約代金の支払は、第2条に規定する検査に合格した後、発注者が適法な請求書を受領した日から30日以内とする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第7条 発注者は、受注者が正当な理由なく納入期日までに物品を納入しないときは、遅延日数1日につき契約金額(既に納入した部分がある場合には、当該部分に対する契約金額相当額として発注者の認定した額を控除した額)の1,000分の1に相当する違約金を徴収する。

(発注者の解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 納入期限までに売買物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 発注者の承諾なくして、この契約により得た権利若しくは義務を他人に委任又は譲渡したとき。
- (4) この契約に関し、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」と

いう。)又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (5) この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛て人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 排除措置命令又は納付命令により、受注者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (7) この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対し、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限り。)又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定による刑が確定したとき。
- (8) 契約の履行に当たって、受注者が法令の規定による必要な許可又は認可を失ったとき。
- (9) 受注者の経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (10) 受注者がこの契約以外の業務において不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- (11) この契約の履行が困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与し

ていると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の任意解除権)

第9条 発注者は、この契約の履行が完了するまでの間は、前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その額は、受注者と協議して定めるものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第9条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第8条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、第1項の規定により違約金を徴収する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。ただし、当該担保が金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第31条において読み替えて準

用する金沢市契約規則第5条第1項第6号に掲げるものである場合にあっては、第8条第12号の規定により契約が解除された場合を除く。

(損害賠償の予約)

第10条 発注者は、受注者が第8条第4号から第7号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 受注者が金沢市契約規則第43条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合で、当該排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が金沢市契約規則第43条第1項第7号の規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。

2 発注者は、受注者が第8条第7号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。

(1) 第8条第4号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 第8条第7号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(費用負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び売買物品の納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、この契約を履行することにより知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(規定の適用)

第13条 この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則の定めるところによる。

(疑義の決定)

第14条 この契約について疑義のあるときは、発注者と受注者との協議の上、定めるものとし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。